

市会議案第26号

新型コロナウイルスワクチン接種事業の見直し等を求める意見書

上記の議案を提出する。

令和5年12月22日提出

吹田市議会議員 後藤 恭平

同 石川 勝

同 有澤 由真

新型コロナウイルスワクチン接種事業の見直し等を求める意見書（案）

国民の生命や健康を脅かした新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが、令和5年（2023年）5月8日に新型インフルエンザ等感染症（2類相当）から5類感染症に変更となった。一方で、新型コロナウイルスワクチン接種については、現在も接種後の副反応疑い報告や予防接種健康被害救済制度による審査件数が増加しており、同ワクチンとの因果関係を不明とする事例が数多く報告されている。

これまで国を挙げて接種が進められてきた同ワクチンは、いまだに中・長期的な副反応の有無が確認できていないとも言われている中で、令和5年秋に接種開始のワクチンについても十分な臨床試験は行われていない。それにもかかわらず、重症化の危険性が低いとされている低年齢児も同ワクチンの接種対象とされており、接種に当たっては、本人又は保護者が適切に判断をすることができるように十分な情報提供を行うべきである。

よって、本市議会は政府及び国会に対し、国民の生命及び健康を守るために、下記の措置を講じるよう強く要望する。

記

- 1 新型コロナウイルスワクチン接種者の接種後の健康状態、感染状況を調査し公表すること。
- 2 前項の調査結果を踏まえ、同ワクチン接種事業の見直しを行うこと。
- 3 副反応疑い報告、予防接種健康被害救済制度について、本人や保護者が十分に理解できるよう情報提供を行うこと。
- 4 同ワクチンの接種は義務や強制されるものではなく、本人又は保護者が正しい情報を取得した上で判断するものであることを十分に周知すること。
- 5 同ワクチンの接種の有無による差別、接種強要に関する実態調査を行い、今後、差別や強要が繰り返されることのないよう、調査結果を国民に広く周知すること。
- 6 感染症法上の位置付けの変更にに基づき、同ワクチンの個別接種促進のための医療機関への財政支援を見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月 日

吹田市議会